

オンライン面談事業参加規約

1. 目的

船橋市における伴走型相談支援の充実のため、船橋市地域保健課及び各保健センター（市内4か所：中央・東部・西部・北部）において、妊娠届出を代理人申請で行った方や、妊娠後期アンケート等にてオンライン面談の希望があった方を対象に、オンラインでの面談事業を実施する際の参加者について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) オンライン面談事業 地域保健課及び各保健センターが、妊娠届出を代理人申請で行った方や、妊娠後期アンケート等にて、オンライン面談の希望があった方を対象として、WEB会議サービスを利用して実施する面談事業
- (2) WEB会議サービス クラウド型ビデオ会議サービス
- (3) 利用者 オンライン面談事業におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- (4) 参加者 利用者のうち、オンライン面談事業に申込み、参加する妊婦や乳幼児と保護者等
- (5) インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

3. WEB会議サービス（Cisco Webex Meetings）の利用

オンライン面談事業は、Cisco Webex Meetings を使用して行う。Cisco Webex Meetings の利用にあたっては、別途 Cisco Webex Meetings の利用規約が適用される。また、参加中は、Cisco Webex Meetings 上で顔・ユーザー名（表示名）が公開された状態となる。参加者が同意のうえ、本規約をよく確認し利用すること。Cisco Webex Meetings の利用にあたり、発生した損害について船橋市は一切の責任を負わないものとする。

4. オンライン面談事業の内容

船橋市がやむを得ないと判断した場合、本面談事業の一部または全部を中止とする場合がある。

5. 必要な環境

- (1) WEB会議サービスの利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末（パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等）及び同端末で使用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の環境を準備し、利用者負担とする。
- (2) 参加者は、必要に応じて使用する端末にWEB会議サービスのソフトウェアをあらかじめインストールする。
- (3) 参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、オンライン面談事業に参加できないことをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 利用者は、利用する端末のOSを最新のバージョンを維持し、必要に応じてウイルス対

策ソフトも最新化を図るものとする。

6. ID等の管理

- (1)参加者は、Cisco Webex Meetings の提供者が定める規約等を遵守し、Cisco Webex Meetings の利用に係るID及びパスワード（以下「ID等」という。）を、オンライン事業等に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- (2)ID等の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の不正使用等による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。
- (3)参加者がID等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にCisco Webex Meetings の不正利用、又はCisco Webex Meetings 用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに船橋市地域保健課にその旨を連絡するとともに、船橋市地域保健課から指示がある場合は、これに従うものとする。

7. 禁止事項

参加者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市は、参加者をオンライン事業等から強制退去することや、以後の参加を断ることがある。

なお、参加者の違反行為による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。

- (1)有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- (2)第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (3)第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又は名誉を傷つけるような行為
- (4)オンライン議会見学会の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- (5)第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- (6)事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- (7)公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- (8)Cisco Webex Meetings の利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- (9)その他法令に違反する行為
- (10)Cisco Webex Meetings の提供者が定める規約等に違反する行為

8. 賠償責任

オンライン面談事業に関連して参加者と第三者との間に紛争が発生した場合には、参加者は、自身の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、船橋市に損害を与えることのないようにする。

9. 免責事項

- (1)船橋市は、オンライン事業等におけるCisco Webex Meetings の利用に関して、参加者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。
- (2)船橋市は、参加者がオンライン事業等におけるCisco Webex Meetings の利用によって、他の参加者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

10. その他注意事項

- (1) 本事業は、事業の特性上参加者の肖像が画面上に表示される。
- (2) 本事業等に関する各種問合せは、船橋市地域保健課 047-409-3274 まで連絡すること。
- (3) この参加規約に定めるもののほか、オンライン面談事業の参加に関し必要な事項は、船橋市地域保健課にて協議し、決定する。